

平成 27 年度第 4 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 28 年 3 月 16 日（水）
午後 3 時 30 分～午後 4 時 41 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 7 名
- 5 審議事項

議案第 22 号 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正（案）について

議案第 23 号 給与規程の改正（案）について

議案第 24 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

議案第 25 号 高年齢者雇用規程の改正（案）について

議案第 26 号 処務規程の改正（案）について

議案第 27 号 平成 28 年度事業計画（案）について

議案第 28 号 平成 28 年度収支予算（案）について

議案第 29 号 平成 27 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

議案第 30 号 理事候補者の選任について

議案第 31 号 平成 28 年度第 1 回臨時評議員会の招集について

6 会議の過程及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 22 号 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正（案）について
事務局より次のように説明があった。

「本件は、調布市の制度に準拠している常勤役員の報酬について引き上げるもので、別表第 1 の月額報酬を 25 万円から 32 万円に改め、期末手当を 150 万円から 116 万円に改め、合計を 450 万円から 500 万円に改めるものである。また、期末手当の算出根拠を新たに別表第 4 に定めるものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 23 号 給与規程の改正（案）について

議案第 24 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

議案第 25 号 高年齢者雇用規程の改正（案）について

議案第 23 号から議案第 25 号までは職員に関する規程・規則の改正となるため一括審議

とすることを可決、承認された上、事務局より次のように説明があった。

「議案第 23 号、給与規程の改正（案）について。

本件は、調布市職員の給与体系に準拠している公社職員の給与について、別表第 3 の扶養手当について引き下げるもので、配偶者を月額 1 万 3,700 円から 1 万 3,500 円に、子及び孫等の月額を 8,600 円から 6,000 円に改めるものである。ただし、経過措置として、配偶者以外の親族の扶養手当については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までは、月額 7,300 円を支給するものとする。

議案第 24 号、嘱託職員等就業規則の改正（案）について。

本件は、新たに運転手を雇用するため、運転手の賃金を別表第 2 の嘱託職員等賃金表に加えること、並びに、介護士の賃金表で適用の見込みがない欄を削除すること、相談職の賃金を適用している栄養士を相談職の欄に加えるものである。

議案第 25 号、高年齢者雇用規程の改正（案）について。

本件は、高年齢化する雇用環境に即するため、60 歳以上の非正規職員の雇用期間について、概ね 65 歳を年限としていたものを概ね 70 歳に改めるものである。」

理事より、「高齢者の雇用規程に該当する職員は、今、何名いるのか」との質問があり、「5 名ほどである」との答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

ウ 議案第 26 号 処務規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「本件は、平成 27 年度をもって終了となる受託事業である低栄養予防事業について規定から削除するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

エ 議案第 27 号 平成 28 年度事業計画（案）について

事務局より次のように説明があった。

「平成 28 年度公益財団法人調布ゆうあい福祉公社事業計画（素案）と事業計画（案）の対比表がある。本年 1 月に事業計画素案として説明した形式を改め、平成 28 年度計画案として作成した。表の左側がこれまでの事業計画の形式、右側が変更案である。

初めに「公社の理念」、その後「公社の現状」を記載し、その次に「運営方針」を述べている。運営方針は、法人運営と事業運営の 2 本立てとし、(1) 法人運営では、経営改善と運営体制の強化、さらに、公社の将来に向けたビジョンの検討についてまとめ、(2) 事業運営では、素案の段階で重点項目になっていた経営改善と将来ビジョンを除いた 3 点についてまとめた。事業計画の内容は、実施事業として、事業報告と重複した部分を除き簡素化し、事業内容を簡潔に記載する形式に変更した。」

「理念」

「市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくりを目指します。」

「1, 公社の現状」

「公社は、これまで、市民の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようサポー

トに努めてきた。平成 24 年 4 月の公益財団法人の認定取得後も、利用者のニーズに沿った援助を行ってきたが、ここ数年、介護保険法の改正や社会保障制度改革等、社会・経済情勢も大きく変化している。介護保険事業においても、公的な機関が中心となってサービスの提供を行っていた時代から、民間事業所が参入し多くをになう時代へと変化を遂げてきた。その中で、公社は住民参加による事業を推進するとともに、様々な配慮を要する支援を行ってきた。しかし、ここ 2~3 年、財政面において赤字経営が続き、特に介護保険事業で顕著に表れ、このままでは事業全体に影響を来すことから、平成 27 年度において特定加算の取得を行うなど経営改善に努め、一定の効果を得られた。反面、これまで公益財団法人として取り組んできた「普及啓発・人材育成・調査研究の事業展開」については、情報発信をし切れていなかった。今後は、将来に向けて公社が果たすべき役割について十分な検討を行うとともに、公社の持ち味を生かした事業展開が行えるよう取り組んでいく。」

「2, 運営方針」

(1) 法人運営

ア, 経営改善に向けた取組

(ア) 経営改善

「平成 27 年度は、経営改善に向けた取組として、外部コンサルティングによる経営分析・課題抽出を行い、経営トップ・管理職からの方針伝達や、事業ごとの目標設定などによる経営戦略の策定など、現行の事務事業に係る改善策を明らかにすることができた。平成 28 年度は、さらに広範にわたる課題の分析・検討を行い、経営改善への取組を着実に進めていく。」

(イ) 収支改善

「介護保険事業において 2 年連続の赤字決算となっている。早期の赤字解消に向けて全力で取り組んでいく。まず、居宅介護支援事業における特定加算の取得の継続、訪問介護事業における稼働率の向上など労働生産性の効率化により、事業収入の確保を図っていく。また、短期的な視点では、安定的な事業継続ができるよう人件費の削減を図っていく。」

イ, 運営体制の強化・整備

(ア) 管理機能の強化

「各事業場の連携強化やシステムの活用等による事務改善など機能的な組織体制を構築し、事務事業の効率化を図っていく。」

(イ) 自主財源の確保

「補助金以外の事業収入である寄附金収入、会員収入など、より一層の自主財源の確保に努めていく。また、今後の消費税増税などの影響を考慮し、利用料金など受益者負担のあり方について検討を行っていく。」

(ウ) リスクマネジメントの強化

「災害時や事故発生時など予見できるリスクに対して、マニュアルの整備、ヒヤリハットの共有及び訓練実施等によりリスクマネジメントの強化に努める。食事サービスの展開において、配達中の自動車事故が増加していること。また、平成 28 年度からは、デイサービスぷちぽあんにおいて利用者送迎を委託から自主運営に改める予定である。この

ことから、特に高年齢者の運転業務については、より一層の安全管理体制を強化し事故防止に努めていく。」

(エ) 職員の育成

「限られた人材で最大限の効果を発揮するためには、職員一人ひとりの資質の向上が不可欠である。公社理念の共有化・研修参加・資格取得などを通じて事業運営を担う専門職、事務職、経営を担う管理職など、公社固有職員主体の運営ができるよう、将来を見据えた人材の育成に努めていく。」

ウ、公社の将来ビジョンの検討

「昭和 63 年の調布市在宅福祉事業団設立から 28 年が経過した。設立当初、いずれ年をとったときに自分たちが必要になるサービスを自分たちの手でつくろうと取り組んできた協力会員自身が、今、サービスを利用するようになっている。一方、公社の活動を通じて得た体験や知識を活用して、新たに自分たちの地域で新しい社会資源の創出に取り組む方も現れ始め、さらに公社の役割が求められてきている。

これまで実施してきた市民に向けた「普及啓発」に加え、公社がこれまで育成してきた人材がさらに地域福祉の担い手となれるよう「社会資源の創出」に努めていく。さらに、公社が実施している事業を通じた「実践活動報告」を柱として展開していくことなど、外部の有識者や協力会員などを交え、中長期的な視野で将来ビジョンの検討を行い、事業改善に向けた取組を進めていく。」

(2) 事業運営

ア、総合事業への取組

「調布市が、平成 28 年 10 月から予定している総合事業へのスムーズな開始に向け、公社は、要支援 1、要支援 2 の認定者等へ介護予防訪問介護、介護予防通所介護の現行サービス体制を活用し提供していく。また、公社は、市民等が参画する多様なサービスを総合的に提供していくことが求められており、それに対応した業務体制を構築していく。公社では、長く住民参加型事業を基盤として介護保険事業を実施してきた。地域や利用者のニーズを施策に活かしていくこと、地域の互助活動を推進することは、公社の使命であり、引き続き調布市と協議を行い、総合事業を含め、地域福祉の発展に努めていく。」

イ、支え合いの地域づくりに向けた取組

「調布市生活支援体制整備事業については、平成 27 年 6 月から、調布市から委託を受け、支え合いの地域づくりに向けて取組を進めてきた。介護保険制度の改正により新しく創設された制度であり、初年度は、この事業の目指すべき方向性や具体的な取組を形にしていくことについて、生活支援コーディネーターとしても、試行錯誤を重ねながらの取組となった。初動として、第 1 回、第 2 回の協議体を調布市、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公社にて開催した。第 3 回協議体からは、地域包括支援センター、社会福祉事業団、民間等の介護保険事業所、民生委員などの方々が新たに協議体のメンバーとして参加し、全 5 回の協議体を通してメンバー間の共通理解を深めることができた。

始動から 2 年目となる平成 28 年度においては、「市民への福祉意識を醸成していくこと」、「地域課題を把握すること」を基本的な取組方針とし、支え合いの輪を広げてい

くための「学習会」や「講演会」を実施する。総合事業の円滑な移行に向け、調布市・関係機関と連携しながら重層的な生活支援・介護予防の基盤整備に努めていく。

また、公社が創設当初から実施している有償在宅福祉サービス等の住民参加型サービスについても、生活支援サービスを充実させていくことや、元気なシニア層の活躍できる場、環境づくりに努め、高齢者等の生活支援と介護予防を一体として捉え、より一層、事業の発展に努めていく。」

ウ、認知症当事者と家族介護者支援の推進

「認知症の早期発見、早期診断が実施されつつある中で、どのように認知症とともに生きていくかが地域での課題の一つとなっている。公社では、認知症対応型デイサービスを、国領デイサービスとふちぼあんの2カ所で実施している。認知症ケアの専門性の充実をさらに図り、あわせて家族介護者への支援を家族会等を通して行っていく。

また、毎月開催する「だれでもカフェ（認知症カフェ）」で得た知見を活用し、地域で介護者が交流できる場や当事者の居場所となるコミュニティカフェの開設支援を引き続き行う。」

「3, 実施事業」

「平成 28 年度も例年のとおり、高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業、市民福祉及び地域福祉の増進のための事業を実施していく。」

ウ、調査研究開発事業

「公社がフォーマル・インフォーマルサービス事業を実施することにより得られた知見のもとに、福祉ニーズの調査研究開発を行い、地域への情報発信や行政への提言を行うとともに、福祉全体の向上に役立てていく。特に、平成 28 年度は、公社が支援することで地域で暮らし続けられている事例を実践活動報告として紹介していく。」

理事より、「経営改善に向けた取組のところで、外部コンサルティングによる経営分析・課題の抽出などを行ったとあるが、このことで何か気づいたことはあるか」との質問があった。「各係ごとにヒアリングやアンケート調査を職員に行った。各係ごとに特徴的なものもあるが、全体を通して、経営戦略、営業戦略といったところが非常に弱く、明確化されていないことが一番大きかった。トップからのきちんとした方向性が下まで浸透していないなど、その辺のところをきちんと組み立てていくことが重要である、ということが出ていた」との答弁があった。

理事より、「将来のビジョンのところで、公社でいろいろな経験をした方が地域に帰って自分たちで新たなことを始めるとか、利用会員や協力会員が、公社があったからこそ、こういうことを今考えているとかいうことがもしあるなら、そういうことはもっと声を大にして言うべきである。調布市の協議できちんと報告するなり、見せるなりすることはすごく大事なことである。そういうことをぜひ頑張ってやっていただきたい」との意見があった。「今まで、公社の外部発信力が足らなかったと感じている。これからは、公社がやっていることを幅広く市民にお知らせできるような形をとっていきたい」との答弁があった。

理事より「「ほっとらいん」が、「ゆうあいほっとらいん」となり、非常によいと思う。こういうのをもうちょっと大きくやったらどうか」との意見があった。「「ゆうあい」というのを前面に出す形にした。市民全体に、「ゆうあい」がやっているということがわ

かる形をとっていきたい。その一環として始めた」との答弁があった。

理事より、「新しく出された事業計画は、今までと違って意気込みが感じられるが、職員は、これをご自分でおつくりになって、やる気、機運というのはいかがか。毎年のことだというふうに受けとめられると、非常に残念に思う。こういう事業所はどこでも同じような苦勞をしていると思うが、公社の皆さんすごく一生懸命なさっているなど、ずっと思っ見てきた。外に向けてもっと発信すると、もう少しいい状態になると思う。頑張ってください」との意見があった。「今回新しくフォーマットが改定され、簡潔になり、各事業のところでも焦点を絞った。今まででもかなり普及啓発や人材育成、調査研究を行っていたが、外の方々に十分理解されていないとの指摘があった。その点をかなり焦点を絞って注力していこうと、意気込みを持っている。広報紙の「ほっとらいん」についても、ネーミングを変えるだけでなく、中身をリニューアルした。新年度は、協力会員の方々が地域で活動している部分を皆様に知っていただくように、協力会員自身の声が届くように、改善に努めていきたい。今現在、公社が置かれている立場については、研修等をし周知徹底しているので、職員全体が何とかしていかなければいけないという気持ちになっている。28年、29年、頑張っていきたい」との答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第 28 号 平成 28 年度収支予算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「事業別予算については、前回の第 3 回定時理事会を経て、補助金及び委託金について調布市から内示を受けたこと、自主事業については収入、支出を再度、精査したものである。

1, 概要

補助事業等として住民参加事業、普及啓発事業、それに公社運営管理費等として 2 億 5,263 万 5,000 円を計上した。受託事業では、国領デイサービス事業を初め、5 本の委託事業の合計で 2 億 515 万 3,000 円を計上した。自主事業では、収支差額がマイナス 565 万 4,000 円となっている。これは、訪問介護事業における収入が平成 27 年度の実績から見込んだ結果、大きく減少したことによるものである。その他の収入は、基本財産運用収入等の自主財源を 233 万 5,000 円計上した。

これにより、合計としては、収入が 6 億 824 万 8,000 円、支出が 6 億 1,156 万 7,000 円で、収支差額がマイナス 331 万 9,000 円となった。このマイナスについては、前期繰越収支差額を同額計上し対応していくが、先ほどの運営方針でも示したとおり、経営改善を進め、収入増に努めながら、必要に応じ人件費の削減を行っていくことで収支のバランスを図っていく。

2, 事業別

主な増減について説明する。まず、補助事業等では、食事サービス利用収入が食数の減少から 146 万 1,000 円の減少、地方公共団体補助金収入では、食事サービス事業の食材費、普及啓発事業の広報紙を新聞折り込みからポスティングにすること等により増額している。一方、支出では、事業費人件費で約 1,000 万円の増額、これは、管理費人件費から振り替えたものである。また、食事サービス事業費では、協力会員活動費並びに食

材費の増額によるものである。

受託事業の在宅サービスセンター事業は、在宅サービスセンター人件費では人事異動等により減額している。在宅サービスセンター事業費では、通年での祝日開所となるため送迎委託費が増えたこと並びに修繕費を増額したことによるものである。

介護予防デイサービス事業は、10月から総合事業へ移行を予定しているが、前年度並みの予算計上をしている。

地域包括支援センター事業は、地域包括支援センター事業収入で介護予防プランの件数の増加を見込んでいる。

見守りネットワーク事業、生活支援体制整備事業、軽度生活援助事業は、前年度並みの予算を計上している。

低栄養事業については、受託事業終了のため予算はない。

自主事業の訪問介護については、訪問介護事業収入で、訪問時間数の減少から減額を見込んでいる。ヘルパー職員の事務作業の効率化等で稼働を増やすことにより、収入の増加を図っていく。

なお、予算としては、現在の請求実績から積算した数値としている。支出の訪問介護人件費は現在の職員体制を積算している。

この結果、収支差額はマイナス 500 万 4,000 円となっている。

障害者訪問介護事業についても、収入では増加の対策、支出では人件費の削減を行う等、収支のバランスを図っていく。

居宅介護支援事業では、居宅介護保険事業収入で、年を通した特定事業所加算による収入の増加を見込み、支出では、安定した体制を維持するため増員を予定している。

この結果、収支差額は 193 万 3,000 円を見込む。

デイサービスふちぼあん事業では、デイサービスふちぼあん事業収入は 85%の利用率を見込み、積算している。支出では、外部へ委託していた送迎業務を自主運営に切りかえたことにより、人件費は増加したが、事業費の大幅な削減を行うことができた。収支差額としては、マイナス 65 万 4,000 円となっている。

収入支出を節科目別に表した予算書は、後ほど確認願いたい。

これまでの収支予算を踏まえた公社の正味財産増減予算書については、減価償却費を含めた当期経常増減額は、マイナス 629 万 3,000 円となる。一般正味財産からこの額を控除し、基本財産 3 億円を合わせた結果、正味財産期末残高は、3 億 7,372 万 2,709 円を見込む。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

カ 議案第 29 号 平成 27 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づき理事長が招集することになっている。このことから、先ほど承認された、役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正についての審議並びに平成 28 年度事業計画及び収支予算について評議員へ説明するため、平成 27 年度第 2 回臨時評議員会を、平成 28 年 3 月 24 日、木曜日、午後 3 時 30 分から、国領高齢者在宅サービスセンターにおいて開催いたしたく提案す

るものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

キ 議案第 30 号 理事候補者の選任について

追加資料配付後、事務局より次のように説明があった。

「理事長より辞任届が提出されたので、定款第 22 条の規定により評議員会へ提案する役員の候補者について提案するものである。後任の候補者としては、調布市総務部総合防災安全課専門嘱託員の方をお願いするものである。任期は、定款第 25 条 3 項の規定により理事長の残任期間となる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

ク 議案第 31 号 平成 28 年度第 1 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づき、理事長が招集することになっており、また、理事の選任は、定款第 22 条の規定により評議員会の決議によるものであるが、前理事の退任後でなければ新理事の選任ができないため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日を決議日とする書面による評議員会として開催いたしたく提案するものである。この評議員会へ提出する議案については、1 点目が、評議員会を書面により開催する件、2 点目が、理事の選任の件、そして 3 点目が、これらを決議する日についてである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

以上で、本日の案件について全て終了した。